

観参第789号-3
令和元年12月2日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官(旅行振興)



募集型企画旅行契約にかかる旅行業約款の個別認可について
(個人包括旅行運賃(新 IIT 運賃)を利用した募集型企画旅行の
取消料についての旅行業約款の認可)

標記について、観光庁では、下記の事項について、旅行業法第12条の2第1項に基づき、一定の要件のもとに、旅行業約款の認可を行うこととしたので、ご了知のほどよろしくお願いいたします。

また、上記認可にあたっての審査要領については、別添1のとおり定めておりますので、あわせてご案内いたします。

貴都道府県に対して、所管事業者から本件に関する申請が行われた際の取り扱いにおいて、ご参照いただければと存じます。

記

航空会社が設定する航空券(募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券(1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。))を利用した募集型企画旅行の取消料について、①航空会社が旅行者に請求する取消料・違約料、払戻手数料等の契約解除に要する費用(以下「航空券取消料等」という。)が②標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料表(国内旅行に限る。)で定める取消料の上限を超えるときに、①の取消料の額の範囲内で、当該募集型企画旅行の取消料を設定することを可能とするため、旅行業法第12条の2第1項に基づく旅行業約款の認可を行う場合には、以下の要領によるものとする。